

日 絹 月 報

平成 29 年 3 月号 第 480 号

発行：一般社団法人日本絹人繊維物工業会

日本絹人繊維物工業組合連合会

Tel 03-3262-4101

URL <http://www.kinujinsen.com>

日絹月報はホームページでも閲覧できます。

本号の主なニュース

1. 第 109 回通商問題委員会の開催
2. 平成 29 年度生糸の関税割当制度の申請手続き
3. 繊維産業の適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画
4. 「歩引き」取引廃止宣言および要請のお願い
5. 繊維ファッション業界における「歩引き」取引廃止宣言への協力依頼

◇ 第 109 回通商問題委員会の開催 ◇

第 109 回通商問題委員会が 2 月 27 日（月）に開催され（1）日本の繊維貿易の現状（2）各国との EPA 交渉状況（3）EPA 産業協力の現状等について説明があり意見交換が行われた。

1. 日本の繊維貿易の現況について

（1）輸出入全般の動向

① 2016 年 1 月～12 月累計及び 12 月の現状

- ・円ベースでは、輸出は前年同月比 89.6%、輸入は同 89.8%。
- ・輸出（円ベース）は前年同月比で、2015 年 12 月をピークに 12 ヶ月連続のマイナス。

項目	2016 年 12 月				2016 年 1 月～12 月			
	金 額		前年同月比		金 額		前年同期比	
	(百万円)	(百万\$)	円ベース	\$ベース	(百万円)	(百万\$)	円ベース	\$ベース
輸出	82,046	707	89.6%	94.2%	863,007	7,941	87.6%	97.6%
輸入	315,665	2,723	89.8%	94.4%	3,935,245	36,281	88.1%	98.2%

②繊維品別輸出入実績（２０１６年１月～１２月累計・前年同期比）

輸出（円ベース）		輸入（円ベース）	
繊維原料	59.9%	繊維原料	87.0%
糸類（紡績糸・合繊糸）	89.9%	糸類（紡績糸・合繊糸）	86.3%
綿糸	113.8%	綿糸	88.3%
毛糸	88.3%	毛糸	92.8%
合繊糸	89.5%	合繊糸	85.5%
織物	90.4%	織物	87.9%
綿織物	82.0%	綿織物	83.7%
毛織物	89.8%	毛織物	91.6%
合繊織物	93.4%	合繊織物	84.7%
二次製品	99.3%	二次製品	88.2%

（２）各国・地域別輸出入の動向

①輸出（２０１６年１月～１２月累計・前年同期比（円ベース））

- ・東南アジア（中国含む）８８．１％、米州８７．０％、欧州８６．３％。
- ・中国は、８５．１％。シェアは０．８pt ダウンの３０．１％へ。
- ・アセアンは、９３．８％。シェアは２４．１％（前年比＋１．６pt）。ベトナム１００．２％、インドネシア８６．８％、ミャンマー１０１．６％。ベトナムのシェアは１１．２％（前年比＋１．４pt）まで伸長。

②輸入（２０１６年１月～１２月累計・前年同期比（円ベース））

- ・東南アジア（中国含む）８７．９％、米州８３．４％、欧州９２．６％。
- ・中国は、８４．６％。シェアは２．５pt ダウンの６１．３％へ。
- ・アセアン全体では９５．９％。シェアは２３．０％（前年比＋１．９pt）まで拡大。ベトナム９７．７％、インドネシア８９．３％、ミャンマー９９．９％、カンボジア１１３．５％。ベトナムのシェアは１０．４％（前年比＋１．０pt）、カンボジアは２．３％（前年比＋０．５pt）まで伸長。
- ・バングラデシュも１０５．３％と伸長が続く。

２．次回日程について

第１１０回通商問題委員会は、３月２８日（火）１４時～１６時

◇ 平成 29 年度生糸の関税割当制度の申請手続き ◇

本会は、平成 29 年度生糸の関税割当制度の申請受付を開始しました。

平成 29 年度（平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月まで）に生糸の輸入を希望する本会の会員等（絹織物産地組合並びに絹織物業者）は、関税割当申請書類を作成の上、平成 29 年 4 月 3 日（月）までに本会宛にご提出ください。

申請総量については、生産計画に基づいた輸入必要量を申請することになりますが、申請総量が輸入枠を超えた場合は、農林水産省による調整（申請者毎に昨年の輸入実績を勘案した申請数量の調整）がありますので、ご承知おきください。

なお、本申請手続きのご案内は、前年度に申請手続きをされた組合に対して行っておりますが（平成 29 年 3 月 6 日付け 29 絹人織工連発第 4 号）、新規に申請される場合には、本会にお問い合わせください。

◇ 繊維産業の適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画 ◇

平成 29 年 3 月 1 日

日本繊維産業連盟

繊維産業流通構造改革推進協議会

繊維業界は経済産業省が策定した「繊維産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）」に基づき、取引の適正化に努めてきた。日本繊維産業連盟及び繊維産業流通構造改革推進協議会（以下、「両団体」という。）は、これまでの当該ガイドラインに基づく取引適正化の取組みを一層進めるべく、自主行動計画を策定する。

繊維業界は、紡績や製糸、製織・編立、染色・加工、縫製、アパレル及び小売といった長いサプライチェーンを有しており、サプライチェーン全体での取引の適正化が産業全体の競争力強化に寄与するものであり、サプライチェーンを構成する各企業がその重要性を理解し、不断に努力を行うことが求められる。

このような考えの下、両団体は経済産業大臣の掲げる政策「未来志向型の取引慣行に向けて」や、その一環として改正された下請代金支払遅延等防止法（以下、「下請代金法」という。）に関する運用基準、下請中小企業振興法（以下、「下請振興法」という。）に基づく振興基準及び下請代金の支払手段に関する通達等を踏まえ、適正取引の推進を一層進めるため、サプライチェーン全体の取引適正化に向けた活動を充実すべく「繊維産業の適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画」を策定することとした。この自主行動計画は、取引を行う企業双方の「適正取引」や「付加価値向上」につながる望まし

い取引慣行を普及・定着させる観点から、合理的な価格決定、コスト負担の適正化、支払条件の改善、生産性の向上等に関する今後の取組みを表明するものである。

両団体は、サプライチェーン全体への適正取引の浸透に努めるとともに、この自主行動計画の遵守状況を定期的にフォローアップし、確実な実行を担保することで繊維業界の適正取引が浸透するよう取組みを進める。

I. 適正取引の推進に関する取組み

1. 合理的な価格決定のための取組み

消費者が求める品質・価格でものづくりを行い、繊維業界全体としての競争力を高めるためには、各工程において取引数量、納期、品質等の条件、材料費、労務費等について関係者で協議をした上で、合理的な価格決定が行われることが不可欠である。しかしながら、各企業間の取引においては、歩引きや理由なき返品、受領拒否等の非合理的取引により、負担が偏っている場合がある。そのため、下請振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準やガイドライン等を踏まえ、取引先と十分に適正な利益配分並びに非合理的取引を排除すべく協議を行った上、適正に価格を決定する。

他方、エネルギーコストの上昇や最低賃金の引上げによる労務費の増加といった、原価の増加に係る対応についても、適正な価格転嫁のルール等を踏まえ、取引企業間で十分に協議を行った上、適正に価格を決定する。

(実施事項)

以下の点を遵守し、合理的な価格決定のための取組みを行う。

- ・両団体は、合理的な価格決定のための取組みを進めるため、繊維産業流通構造改革推進協議会（以下、「SCM推進協議会」とする）が定めるTAプロジェクト取引ガイドライン（以下、「TAガイドライン」という）について、必要な改正を行うとともに、関係各社向けの説明会を開催する。
- ・SCM推進協議会が行った「歩引き」取引廃止宣言と理念を踏まえ、歩引き取引の廃止に向けて、両団体に所属する法人会員及び団体に属する会員企業（以下、「会員企業」とする）は販売先及び仕入先と協議し取引適正化を行う。
- ・取引に係る数量、納期、価格等の条件について、事業者間での責任の明確化が図られるよう、取引企業間で十分に協議を行った上で、契約書等の書面化を徹底する。
- ・仕入先から経済情勢に大きな変化やエネルギーコストの上昇、人手不足、最低賃金の引上げに伴い取引価格の見直しの要請があった場合には、これらの影響を勘案し、十分に協議をした上で取引価格を決定する。
- ・その他材料費の大幅な変動等、経済情勢に大きな変化が生じた際には、必要に応じて、取引先と協議し、取引価格の見直しを検討する。

- ・販売先は仕入価格の低減要請を行う際は、その根拠を明確にし、仕入先と十分協議を行う。
- ・販売先は仕入価格の低減要請を行うに際して、文書や記録を残さずに口頭で数値目標のみを提示しての要請、原価低減の根拠やアイデアを仕入先に丸投げするような要請、発注継続の前提を示唆した要請は、下請振興法に基づく振興基準において親事業者が留意すべき事項とされており、客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く要請を行わないことを徹底する。
- ・販売先は原価低減活動の効果を十分に確認して取引価格に反映させる。また、仕入先の貢献がある場合は、その貢献度も踏まえて取引価格を決定することとし、仕入先の努力によるコスト削減効果を一方的に取引価格に反映することは行わないことを徹底する。

2. コスト負担の適正化のための取組み

繊維産業では、季節ごとに新たな商品展開が行われるため、仕入先に対する厳しい納期が求められ、指定納期に指定場所へ納品するため、完成品を仕入先が保管するという倉庫機能を負わされるケースがある。また、気候の変化等に応じた追加発注等に対する生地在庫の確保等による倉庫管理等の負担も生じている。これらのコスト負担は、一方的に仕入先が負担するべきものではなく、川上から川下までの繊維産業のサプライチェーンを構成する各社が相応に負担すべき管理コストであることから、コスト負担の適正化・改善に取り組んでいく。

(実施事項)

以下の点を遵守し、取引企業間での管理コスト負担の適正化・改善に取り組む。

- ・SCM推進協議会は、管理コスト負担の適正化・改善を進めるため、TAガイドラインの必要な改正を行うとともに、関係各社向けの説明会を開催する。
- ・両団体の会員企業は、引取期日を過ぎた在庫保管等に対するコスト負担について、TAガイドラインを遵守し、適正なコスト負担について関係する企業間で協議して取り決める。
- ・取引に係る数量、納期、価格等の条件について、当該企業間での責任の明確化が図られるよう、仕入先と十分に協議を行った上で、契約書等の書面化を徹底する（再掲）。
- ・完成品の引取り時期の未確定や追加発注に備えた材料確保による倉庫の負担、補給品等の追加発注による新たな生産コストの発生等の可能性がある取引に関しては、在庫の確保等に関する期限を定めるなど、仕入先に過度な負担が生じないよう、十分に協議を行った上で取り決める。

- ・自己都合による理由なき返品、製造委託した商品の受領拒否、及び不当な販売員や協賛金等の経済上の利益の提供要請など、一方的に仕入先に対してコスト負担を強いることがないよう、徹底する。

3. 支払条件の改善のための取組み

繊維業界においては、手形での発注代金の支払いサイトは下請代金法に基づく下請代金の支払手段に関する通達において90日以内とされている。また、原則として、代金支払いは現金支払いが望ましいとされていることから、現金支払いの増加を目指すとともに、手形決済の場合の支払いサイトは可能な限り短縮化を図り、60日以内となるよう努めていく。

（実施事項）

以下の点を念頭に、代金の支払方法の改善を進める。

- ・代金支払いをできる限り現金払いとすべく改善に努める。
- ・支払方法については、手形により代金を支払う際、その現金化にかかる割引料等のコスト負担を勘案して、取引先と十分協議して決定する。
- ・手形サイトは、60日を目標として短縮化に努める。

II. 付加価値向上等に向けた取組み

1. 生産性向上のための取組み

繊維業界のサプライチェーンを構成する紡績・製糸・製織・編立・染色・加工・縫製・アパレル及び小売の各会員企業は、各工程における課題をサプライチェーン全体の課題として把握し、生産性向上に取り組む。

（実施事項）

以下の点を念頭に、生産性向上のための取組みを進める。

- ・会員企業はそれぞれの工程における稼働率向上のための取組み、及び取引における生産計画などに関する情報の共有化に取り組む。
- ・販売先は企業間における、生産性向上に関する課題解決に向けて、仕入先企業への訪問や面談などの密なコミュニケーションに努める。
- ・会員企業は、サプライチェーン全体での付加価値向上等の観点から、各企業において適正な原価率及び利益を確保した上で、消費者に対する正価（プロパー価格等）の信頼性の維持・向上に努める。
- ・サプライチェーン全体の機能維持のために、事業継承が円滑に遂行されるよう、事業継続に向けた適切な対応を行う。

- ・両団体は、各取組みをベストプラクティスとして可能な範囲で会員企業に共有を図る。

2. 人材育成・教育の推進

繊維業界においては、企画・販売をはじめとして、女性の活躍が不可欠である。最終消費者のニーズを踏まえた業界全体の活性化のためにも、企画・販売に加え経営層・管理者層或いはマーチャンダイザーなどの職においても女性が活躍できるよう、環境整備や意識改革を進めていく。また、技術及び経験を持った高齢者の雇用の拡充等を積極的に検討していく。

会員企業においては、サプライチェーン全体への適正取引の推進のため、下請代金法の運用基準や下請振興法に基づく振興基準の改正等を踏まえ、業務ルール等の見直しを行うとともに、社内への周知徹底を図る。

（実施事項）

- ・女性及び高齢者が活躍する環境整備や意識改革を進めるため、会員企業は自主点検を行い、その結果を踏まえて、社内ルールやマニュアルの整備・見直しを行う。
- ・会員企業は、適正取引に関する勉強会等を実施する。

Ⅲ. 普及啓発活動の推進

繊維業界のサプライチェーン全体への適正取引の推進のため、自主行動計画の取組みを幅広く周知に努める。両団体の会員外の団体・企業への周知も不可欠であることから、両団体及び会員企業は経済産業省の協力を得ながら非会員企業を含め自主行動計画の取組み内容について普及を図るよう努める。

（実施事項）

- ・両団体は、自主行動計画に掲げる各項目をサプライチェーン全体に浸透させるため、SCM推進協議会が行う全国各地でのTAガイドライン等に関する説明会を通じて、自主行動計画の取組内容の周知を行い、サプライチェーン全体への適正取引の浸透を図る。
- ・両団体に所属する法人会員及び団体に属する会員企業は、独占禁止法、下請代金法等の法令及び繊維産業における下請適正取引等の推進のためのガイドラインについて、勉強会等を開催するなど取引先を含めコンプライアンスの徹底を図る。
- ・会員外の団体・企業に対しては、改正された下請代金法及び下請振興法の振興基準などの経済産業省による周知と連携しながら、自主行動計画の普及に努めていく。

Ⅳ. 自主行動計画のフォローアップ

適正取引の推進には、両団体の会員各社における個々の取引に定着させることが重要である。そのため、両団体は中小企業庁／経済産業省が定める業種横断的なフォローアップの指針を踏まえ、自主行動計画の進捗状況について、定期的にフォローアップすることにより把握を行う。また、実施状況の評価を通じ、必要に応じて自主行動計画の見直しを行い、各社の取引慣行の改善を進める。

(実施事項)

- ・取組み内容に関し、両団体の会員に対して聞き取り調査及びアンケート等により、実施状況についてのフォローアップ調査を行う。
- ・検証結果をもとに、必要に応じ自主行動計画の見直しを行う。

以 上

◇ 「歩引き」取引廃止宣言および要請のお願い ◇

平成29年3月6日

日本繊維産業連盟

繊維産業流通構造改革推進協議会

この度、日本繊維産業連盟と繊維産業流通構造改革推進協議会(以下両団体という)は、共同で適正取引の推進を一層進めるため、「繊維産業の適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画」を策定し実施することと致しました。この自主行動計画は、繊維産業界の様々な課題について具体的な解決策の実行を求めるものであります。

さて、繊維産業流通構造改革推進協議会は、平成15年以降、繊維産業の多くの課題解決策を取り決め「取引の適正化」を進めてきました。その1つが、繊維産業界の取引に関するルールブック、即ち、「取引ガイドライン」を策定し実行してきたことであります。現在も、法令は勿論のこと下請法遵守の徹底を図りながら基本契約書の締結を推進し、取引慣行の是正に取り組んできております。日本繊維産業連盟も同協議会の活動を積極的に支援して参りました。

その中で、「代金の減額を誘発する要因になりかねない」等の行為とも受け取られ、不透明で不適格な取引形態である「歩引き」取引の廃止に向けた活動を進めております。取引に関する実態調査でも「歩引き」取引は、徐々になくなりつつあるものの根深い問題となっております。

「歩引き」取引が存続している大きな理由として、販売先に廃止を要請することにより、取引停止等の措置が取られ自社の事業性に影響を及ぼすのではないかという懸念があること、また、経理処理が複雑で監査に支障をきたす等が挙げられております。

このようなことを踏まえ、両団体は「歩引き」取引を繊維産業全体の問題として捉え、廃止に向けた行動を実施することと致しました。「歩引き」取引は下請け代金遅延防止法において、「下請け代金の減額」に該当する違法行為として禁止されていることから、両団体に参加しております団体・法人会員企業に「歩引き」取引の廃止の徹底を図ると共に、販売先、仕入先に対しては「歩引き」取引廃止の要請を行うことをお願いをすることとなりました。

皆様におかれましては、この度の「歩引き」取引廃止等の活動趣旨につきまして、ご理解とご賛同を賜り、具体的な行動を実施していただきますよう、心よりお願い申し上げます。

【本件に関する問い合わせ先】

繊維産業流通構造改革推進協議会

電話：０３－３５９９－０７２０

◇ 繊維ファッション業界における「歩引き」取引廃止宣言への協力依頼 ◇

平成２９年３月６日

経済産業省製造産業局

当省においては、「未来志向型の取引慣行に向けて」を９月に発表し、取引適正化に向けた取組を進めています。すなわち、親事業者による不適正な行為に対して厳正に対処し、公正な取引環境を実現すること、親事業者・下請事業者双方の「適正取引」や「付加価値向上」につながる望ましい取引慣行等を普及・定着すること、サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善や賃上げできる環境の整備に向けた取組を図ること等の取組を強化しています。

今般、繊維産業流通構造改革推進協議会が、不透明で不適格な取引形態である「歩引き」取引廃止の宣言を行いました。

下請代金について、「歩引き」（代金の額に一定率を乗じた額を差し引くこと）を行うことは、下請代金支払遅延防止法において、「下請代金の減額」に該当する違法な行為として禁止されており、これまでも公正取引委員会が勧告をし、事業者名及びその内容の公表等を行っています。また、公正取引委員会は「繊維製品に係る取引の適正化について」（平成１３年９月２８日）の中で、あらかじめ定められた代金の減額要請は、下請取引でなくても、独占禁止法上問題が生じうるとしています。

各社におかれましては、下請取引等に関する法令遵守並びに適正な取引の推進を通じたサプライチェーン全体の改善の必要性をご理解の上、「歩引き」取引廃止に向けた取組にご協力いただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

経済産業省製造産業局生活製品課

担当者：田村、長谷川、長野

電話：０３－３５０１－０９６９

◇ 「資金調達ナビ」最新の支援情報（全国版） ◇

中小機構では、J-Net 21 スタッフが全国の省庁や都道府県庁、支援センターなどの公的機関のサイトに発表されているWEB情報を収集し、リンク情報として紹介しています。資金制度、募集中の資金情報を資金調達の目的、方法、都道府県別に検索できますので実施されている事業にあわせて情報を入手することが出来ます。

中小機構ホームページ <http://j-net21.smrj.go.jp/snavi/support>
(日絹ホームページからもリンクしていますので御利用下さい)

(公募中案件)

2017/03/10 掲載

【29年度応募受付開始】地域団体商標を活用した海外展開を支援します「中小企業知的財産活動支援事業費補助金（地域団体商標海外展開支援事業）」（特許庁）
地域団体商標を活用した海外展開を支援するため、ブランド戦略の策定、海外における商標権などの知的財産権の取得、模倣品対策やライセンス契約などの権利活用まで、一貫した知財面のサポートを実施します。

・募集期間：－ 2017/04/07

2017/03/01 掲載

「平成29年度海外ビジネス戦略推進支援事業」の公募（中小企業基盤整備機構）
海外市場に活路を見出そうとする中小企業者に対して、中小企業基盤整備機構が、国際化支援アドバイザー等を中心に専門家チームを組成し、海外展開事業計画の策定、F/S（実現事業可能性調査）、外国語 Web サイト作成を支援します。

・募集期間：2017/03/28－2017/04/28

2017/03/01 掲載

平成 29 年度予算「海外ビジネス戦略推進支援事業」の公募（中小企業庁）

海外市場に活路を見出そうとする中小企業・小規模事業者の海外展開に向けた戦略策定や販路開拓につなげるため、F/S（実現可能性調査）支援に加え、Web サイトの外国語化等を支援します。

・ 募集期間： 2017/02/28 - 2017/04/28

2017/02/28 掲載

リース手法を活用した先端設備等導入促進補償制度（PDF ファイル）（経済産業省）

企業の財務に負担をかけないリース手法の活用を促すスキームを用意することで、市場や需要の拡大のペースを見極めることが難しい先端設備への大胆な投資を促します。リース会社によるリース対象物品の売却時に購入価額の 5 % を上限に、損失の 1 / 2 を補償します。

2017/02/28 掲載

中小企業投資促進税制（中小企業庁）

機械装置等の対象設備を取得や製作等をした場合に、取得価額の 30 % の特別償却又は 7 % の税額控除（※税額控除は、個人事業主、資本金 3, 000 万円以下法人が対象）が選択適用できる制度です。また、生産性の向上に資する設備を取得や製作等をした場合については、（１）特別償却割合 30 % を即時償却に、（２）個人事業主、資本金 3, 000 万円以下法人について税額控除割合を 7 % から 10 % に、（３）資本金 3, 000 万円超 1 億円以下法人に 7 % の税額控除を適用することとした上乗せ措置が利用できます。

2017/02/28 掲載

少額減価償却資産の損金算入特例（PDF ファイル）（中小企業庁）

価額が 30 万円未満の設備の場合、その取得価額の全額を、使いはじめた年の経費に入れられる制度です。

2017/02/28 掲載

軽減税率対策補助金（中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金） （中小企業庁）

消費税軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者の方々が、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などを行うにあたって、その経費の一部を補助する制度です。

2017/02/09 掲載

平成 29 年度 中小企業活路開拓調査・実現化事業

（全国中小企業団体中央会）

環境変化等に対応するため、単独では解決困難な諸テーマ（新たな活路開拓・付加価値の創造、既存事業分野の活力向上・新陳代謝、取引力の強化、情報化の促進、技術・技能の継承、海外展開戦略、各種リスク対策等）について、中小企業連携グループが改善・解決を目指すプロジェクトを支援します。第1次申込締切は3月10日（金）です。（締切ごとに、審査・採択を行い、予算枠に達した時点で終了となります）

・募集期間：2017/02/08 - 2017/04/28

2017/02/08 掲載

平成29年度予算「中小企業連携組織対策推進事業（中小企業活路開拓調査・実現化事業）」の公募（中小企業庁）

中小企業が単独では解決することが難しい問題（ブランド化戦略、既存事業分野の活力低下、技術・技能の承継の困難化、環境問題等）に対して、中小企業組合等で連携して取り組む事業の調査や実現化について支援します。第1次申込締切は3月10日（金）です。

（締切毎に、審査・採択を行い、予算枠に達した時点で終了となります）

・募集期間：2017/02/08 - 2017/04/28

2017/02/07 掲載

平成29年度3R推進ポスターデザインコンテスト 作品募集

（リデュース・リユース・リサイクル推進協議会（3R推進協議会））

工場、工事現場、オフィス、店舗などのビジネス現場や公共の場において、事業者により3R（リデュース・リユース・リサイクル）活動の推進を促すためのポスターのデザインを募集します。

・募集期間：2017/02/03 - 2017/06/09

2017/1/27 掲載

平成29年度予算 下請中小企業・小規模事業者自立化支援対策費補助金（下請中小企業自立化基盤構築事業）（中小企業庁）

2者以上の特定下請事業者が連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して、新たな事業活動を行うことにより、特定親事業者以外の者との下請取引などを開始または拡大し、当該特定下請事業者のそれぞれの事業活動において、特定下請取引の依存の状態の改善を図る取組を支援することにより、下請中小企業の振興と経営の安定に寄与することを目的としています。第一次申込締切は3月2日（木）です。

・募集期間：2017/01/26 - 2017/05/31

2017/1/27 掲載

平成 29 年度予算 下請中小企業・小規模事業者自立化支援対策費補助金（下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業）（中小企業庁）

親事業者の生産拠点が閉鎖・縮小された、または閉鎖・縮小が予定されている影響により売上げが減少する下請小規模事業者等が、新分野の需要を開拓するために実施する事業の費用を一部補助することにより、取引先の多様化を図り、下請小規模事業者等の振興と経営の安定に寄与することを目的としています。取引先の多様化に向けた取組に係る試作・開発、展示会出展等の費用の一部を助成します。第一次申込締切は 3 月 2 日（木）です。

・ 募集期間： 2017/01/26 - 2017/05/31

2017/1/25 掲載

中小企業会計活用強化資金（日本政策金融公庫 中小企業事業）

「中小企業の会計に関する基本要領」等に従った会計処理を行う方々の経営力や資金調達力の強化を支援します。

2017/1/25 掲載

事業承継税制（中小企業庁）

中小企業の後継者の方が、現経営者から会社の株式を承継する際の、相続税・贈与税の軽減（相続：80%分、贈与：100%分）制度です。

2017/1/25 掲載

地域中核企業支援貸付（商工中金）

新事業進出や戦略的な経営改善等に取り組む地域経済に影響力を有する事業者の方々を対象として、新事業計画又は経営改善計画の遂行に必要な設備資金及び運転資金の貸付を行います。

2017/1/24 掲載

中小企業等投資促進税制（国税庁）

中小企業者などが平成 10 年 6 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの期間内に新品の機械及び装置などを取得し又は製作して国内にある製造業、建設業などの指定事業の用に供した場合に、その指定事業の用に供した日を含む事業年度において、特別償却又は税額控除を認めるものです。

2017/1/24 掲載

中小企業者等の法人税率の特例（財務省）

中小企業者等の平成24年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する各事業年度の所得金額のうち年800万円以下の金額に対する法人税の軽減税率を15%（本則：19%）とします。

2017/1/24 掲載

公害防止用設備（污水又は廃液処理施設）に係る課税標準の特例措置（固定資産税）
（PDF ファイル）（経済産業省）

企業の公害防止設備投資に係る税制上の優遇措置を行うことで、事業者の公害防止対策に対する取組を促進し、我が国の環境対策の推進及び良好な生活環境の保全を図るための措置です。対象設備について、固定資産税の課税標準の特例率が認められます。

2017/1/24 掲載

経営者保証を不要とする融資（PDF ファイル）（日本政策金融公庫 中小企業事業）
経営内容について、最近2期の決算において連続して赤字でない又は直近の決算が債務超過でないなどの一定の要件を満たす方については、経営責任者の方の保証を不要とします。

2017/01/18 掲載

予約保証制度（中小企業庁）

中小企業の将来の資金需要に応え迅速な資金調達を支援することを目的とし、あらかじめ金融機関及び信用保証協会の審査を受け、将来の保証付き融資の予約を行うことを可能とする制度です。

2017/01/18 掲載

信用保証制度（全国信用保証協会連合会）

事業を営んでいる方が金融機関から事業資金を調達される際、信用保証協会は「信用保証」を通じて、資金調達をサポートします。

2017/01/18 掲載

流動資産担保融資保証制度（ABL 保証）（全国信用保証協会連合会）

中小企業・小規模事業者の方が自ら有する売掛債権や棚卸資産を担保として金融機関から借入を行う際に、保証を行う保証制度です。

2017/01/18 掲載

特定社債保証制度（全国信用保証協会連合会）

社債の発行により資金調達の円滑化を図り、資本市場から直接資金調達を行う中小企業・小規模事業者の方のための保証制度です。

2017/01/18 掲載

環境・エネルギー対策資金〈水質汚濁関連〉（日本政策金融公庫 中小企業事業）
汚水、廃液等水質汚濁の原因となる特定物質を排出する方や、有害物質使用特定施設や有害物質貯蔵指定施設を設置する方、または水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行の際に、すでにこれらの施設を設置している方を対象として、特定の水質汚濁防止設備を取得するために必要な設備資金を融資します。

2017/01/18 掲載

環境・エネルギー対策資金〈産業廃棄物処理・抑制・利用関連〉

（日本政策金融公庫 中小企業事業）

産業廃棄物を生じる方、または産業廃棄物の処理を行う方を対象として、産業廃棄物を焼却、脱水、乾燥、粉碎などにより処理を行う設備を整備するための設備資金を融資します。また、廃棄物の排出を抑制するために必要な施設を整備する方、または廃棄物、使用済み物品等または副産物を原材料として利用するために必要な設備を設置する方を対象として、産業廃棄物の排出抑制または処理のために必要な設備を取得するための設備資金を融資します。

2017/01/18 掲載

環境・エネルギー対策資金〈非化石エネルギー関連〉

（日本政策金融公庫 中小企業事業）

非化石エネルギーの導入を図る方々を支援します。

2017/01/18 掲載

経営安定関連保証（セーフティネット保証）（全国信用保証協会連合会）

取引先が法的整理の申請をしたり、営んでいる事業が国の指定する業種となっていたり、台風などの災害に遭うなどの要因によって経営に支障が生じている中小企業・小規模事業者向けの保証制度です。

2017/01/18 掲載

高度化事業（中小企業基盤整備機構）

住工混在の解消や街の活性化を目的とする集団化、集積整備などの実施にあたり、都道府県と一体になって診断助言や貸付けなどを行います。

2017/01/16 掲載

中小企業経営力強化資金（日本政策金融公庫 中小企業事業）

外部専門家（認定経営革新等支援機関）の指導や助言を受けて、新事業分野の開拓等を行う方々の経営力や資金調達力の強化を支援します。

2017/01/13 掲載

セーフティネット支援 取引企業倒産対応資金（商工中金）

取引先企業の倒産により、経営に困難を生じている中小企業の方々を対象として、取引先企業の倒産に伴い緊急に必要なとする運転資金（一部使途においては設備資金も対象）を融資します。

2017/01/06 掲載

社会環境対応施設整備資金（環境・エネルギー対策貸付）

（日本政策金融公庫 中小企業事業）

災害の発生へ備えて防災に資する施設等の整備を行う方々を支援します。自ら策定したBCPに基づき、防災に資する施設等の整備を行う方が対象です。

2017/01/04 掲載

グローバルニッチトップ支援貸付（商工中金）

特定分野に優れ世界で存在感を示すグローバルニッチトップを目指す事業者の方々を対象として、海外現地法人に対する出資金・親子ローンおよび国内法人に対する設備資金、研究開発費を融資します。

2017/01/04 掲載

中小企業退職金共済制度 新規加入助成（勤労者退職金共済機構）

新しく中退共制度に加入する事業主に（１）掛金月額２分の１（従業員ごと上限５，０００円）を加入後４か月目から１年間、国が助成します。（２）パートタイマー等短時間労働者の特例掛金月額（掛金月額４，０００円以下）加入者については、（１）に規定の金額を上乗せして助成します。

2017/01/04 掲載

海外展示会出展サポート（印刷支援）（中小企業基盤整備機構）

自社及び出展品を紹介する英語のリーフレットやポスター、パンフレットの資料作成と、それに必要な翻訳を行い、その一部費用を補助します。

2017/01/04 掲載

海外展示会出展サポート（翻訳支援）（中小企業基盤整備機構）

パンフレットや製品カタログ、ウェブサイト等を原稿として英文・その他外国語に翻訳し、その一部費用を補助します。

2017/01/04 掲載

海外展開・事業再編資金（企業活力強化貸付）（日本政策金融公庫 中小企業事業）
中小企業・小規模事業者の海外における事業の開始又は拡大に必要な資金や海外における経済の構造的変化等の影響を受けて海外直接投資にかかる海外展開事業を再編する資金（いずれも海外企業に対する転貸資金を含む。）の融資を受けることができます。

動 向

- 2月22日 日本繊維産業会議 2017年拡大常任委員会
- 2月23日 日本繊維産業連盟 幹事会並びに下村会長感謝の会
- 2月27日 日本繊維産業連盟 第109回通商問題委員会
- 3月 3日 東レ 2017年「繊維産業シンポジウム」
- 3月 9日 繊維ファッションSCM推進協議会 第9回経営トップセミナー
- 3月14日 繊維評価技術協議会 第5回理事会
- 3月15日 ケケン試験認証センター 第3回理事会
- 3月16日 全国中央会 第226回理事会
- 3月17日 当会 平成29年度助成金等審査会

会議予定

☆ シルクセンター 定例理事会

3月24日（金）14時 ～ 於：シルクセンター

☆ 繊維会館 第12回定時理事会

3月28日（火）11時 ～ 於：上野「精養軒」2F

☆ 日本繊維産業連盟 第110回通商問題委員会

3月28日（火）14時 ～ 16時 於：繊維会館

☆ 当会 正副会長・正副理事長会議

4月14日（金）12時 ～ 於：日絹会館

☆ 第61回新作博多織展 審査会

4月18日（火）13時 ～ 於：日本橋三越 SD ビル

イベント

☆ 十日町きものフェスタ 2017

4月10日（月）～ 14日（金）審査会 9時～17時（最終日15時まで）

15日（土）一般公開 9時～15時

会場：十日町地域地場産業振興センター

☆ 第61回新作博多織展

4月19日（水）～ 25日（火）10時30分～19時30分

会場：日本橋三越本店本館4F

☆ JFW-IFF MAGIC Japan 4月展

4月26日（水）～ 28日（金）10時～18時（最終日17時まで）

会場：東京ビッグサイト

☆ KAWAMATA SILK FESTIVAL 2017

4月29日（土）～ 5月14日（日）

会場：かわまたおりもの展示館 からりこ館

☆ Premium Textile Japan 2018 Spring/Summer

5月 9日（火）～ 10日（水）10時～18時30分（最終日18時まで）

会場：東京国際フォーラム 展示ホールE-1

☆ 2018/SS 米沢テキスタイルコレクション

5月11日（木）～ 12日（金）

会場：東京交通会館

☆ TOCHIO TEXTILE COLLECTION '18 S/S ORINAS EXPO

5月17日（水）～ 18日（木）

会場：表参道・新潟館 ネスパス3F

☆ interiorlifestyle TOKYO

6月14日（水）～ 16日（金）10時～18時（最終日16時30分まで）

会場：東京ビッグサイト 西1・3・4ホール+アトリウム

☆ 「The Japan Observatory」 at Milano Unica 2018AW

7月11日（火）～ 13日（木）9時～18時30分

会場：イタリア ミラノ ローフィエラ ミラノ